

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人ら 石丸勇外

被控訴人 長崎県外1名

令和2年10月2日

福岡高等裁判所第一民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 馬奈木 昭雄 外 印

検 証 申 出 書

頭書事件について、次のとおり検証を申し出ます。

第1 検証の必要性

- 1 毎週日曜日午後6時から放送されているTBSの報道番組『報道特集』において、2020年6月20日、石木ダムの起業地に居住している人々(特に松本好央の一家)の生活に焦点を当てた『ダム予定地に生まれて』が放送された。
- 2 控訴人らはその放送をDVDに録画して、甲号証として提出した。
- 3 この放送は約27分であるところ、その記録媒体であるDVDの「形状」それ自体は何らの意味内容を持たず、この証拠の意味内容を理解するには、DVDに記録されたデータを再生機器を用いて再生することによって、その記録内容、具体的には映像情報及び音声情報を五官の作用で把握する必要がある。
- 4 よって、上記DVDの証拠調べの方法としては、法廷においてDVDを再生する方法である検証手続によるのが相当である。
- 5 なお、提出された映像を裁判所・被告らにおいて適宜再生して観るという方法が、証拠調べ手続でないことは言うまでもなく、それは事実上のものであって、訴訟手続外の出来事であるから、これによって証拠調べがなされたことにはならない。

また、このように検証手続によって、DVDを再生して映像情報・音声情報の意味内容を理解することは、民事訴訟における、直接主義、口頭主義、公開主義等の諸原則に最も沿う証拠調べ方法である。

6 よって、DVDの証拠調べの方法としては、法廷における検証手続きでなされるべきである。

第2 証明すべき事実

- 1 起業地で生活している人々の生活実態
- 2 石木ダムの建設が計画されてから現在までの事業をめぐる状況
- 3 石木ダム建設に係る工事が不要であること
- 4 上記工事が起業地内で生活する人々の人格権を侵害していること

第3 検証の目的物

DVD(TBS報道特集『ダム予定地に生まれて』)

第4 検証により明らかにしようとする事項

- 1 今も、起業地内に住んでいる人々が、畑を耕し、学校に通い、仕事をす
る、家族・地域としての社会を形成するなど、人としての生活を営んでい
ること。
- 2 起業地内に住む人々が石木ダム工事を不要と考え、説明を求める活動
を継続してきたこと。それに対して起業者が誠実な対応をしてないこと。
- 3 石木ダム工事によって起業地内に住む人々の生活が翻弄されているこ
と。
- 4 石木ダム工事が不要であること。

以 上